

# 介護保険だより

令和3年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

### 1 請求期限について

#### (1) インターネット請求

毎月10日の23時30分となります。(土日祝日も同様)

#### (2) 電子媒体

毎月10日の17時00分となります。(10日が土日祝日に当たる場合、前日営業日)

例) 10日が月曜祝日の場合、請求期限は前日営業日の7日金曜日。

### 2 請求漏れについて

請求期限を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

また、インターネット請求の場合には、伝送通信ソフトの送信結果確認画面から到達結果等を確認することができます。インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送通信ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。

## 国保連合会にお問い合わせをいただく際のお願い

### 1 返戻等に関するお問い合わせについて

返戻等に関するお問い合わせの際は、国保連合会ホームページの中で「よくある質問 — 介護保険事業所の方」に「返戻の理由と対処方法等について教えてください。」として説明を掲載してありますので、こちらをご確認の上、それでも不明の場合にお問い合わせください。また、国保連合会から送付された帳票をお手元にご用意の上、お問い合わせください。ご協力をお願いします。

### 2 算定用件等に関するお問い合わせについて

算定用件等に関するお問い合わせの際は、事業所番号、事業所名称及び提供しているサービス種類をお伝えください。算定用件はサービス毎に細かく定められています。サービス種類を特定できない場合は、お問い合わせに回答できないことがあります。ご協力をお願いします。

## 令和4年1月提出の介護給付費請求明細書等の受付期間について

受付期間は、以下のとおりです。

インターネット請求：令和4年1月1日（土）から1月10日（月）まで

電子媒体：令和4年1月4日（火）から1月7日（金）まで

- ※ 電子媒体を郵送する場合は、令和4年1月7日（金）必着でお願いいたします。
- ※ 国保連合会の年末年始休暇は、令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までとなります。
- ※ 令和4年1月1日（土）から1月3日（月）までに送信したデータの送信結果は、令和4年1月4日（火）に配信いたします。

## 令和3年12月の審査支払関係帳票提供予定日について

提供予定日は以下のとおりです。

帳票名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	○インターネット請求の場合 令和3年12月25日（土）掲示 ○電子媒体の場合 令和3年12月28日（火）発送予定
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ	○インターネット請求の場合 令和4年1月4日（火）掲示 ○電子媒体の場合 令和4年1月6日（木）発送予定

### お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

※17：15以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

